

固定資産税(償却資産)の課税対象となる大型特殊自動車について

○ 大型特殊自動車について

事業に使用する大型特殊自動車は、陸運局への届出の有無に関わらず、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

所有する特殊自動車が大型、小型どちらに該当するかについては、以下の表1を参照のうえ、大型特殊自動車に該当する場合は、申告してください。

なお、小型特殊自動車に該当する場合は、軽自動車税の課税対象となるため市民税課へ申告が必要となります。

○ 償却資産の種類と大型特殊自動車の分類番号について

大型特殊自動車は、償却資産の種類において「機械及び装置」または「車両及び運搬具」のどちらかに分類されます。

分類については、ナンバープレートを付けている場合は、分類番号を確認いただくと、以下の表2のようになるため、申告の参考としてください。

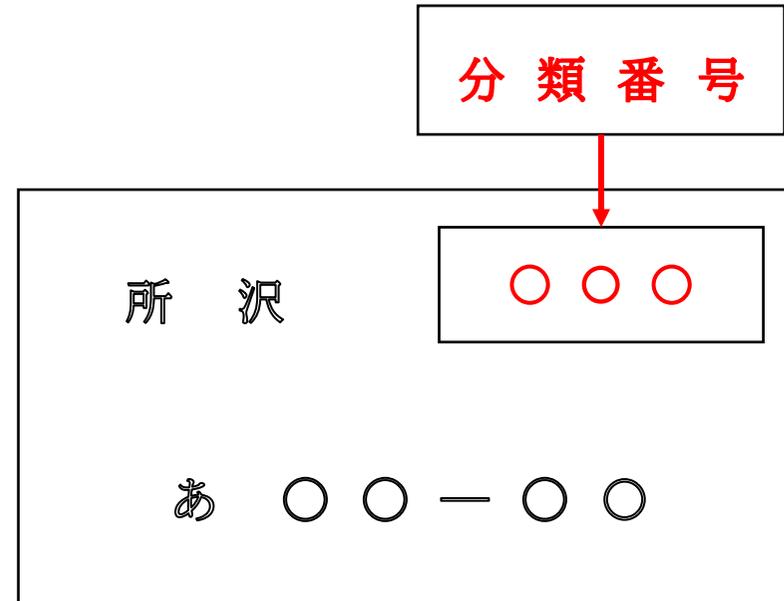
表1 大型特殊自動車の基準

自動車の種類別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			最高速度	該当基準	課税の税目		申告先
		長さ	幅	高さ			資産税	軽自動車税	
特殊自動車	大型特殊自動車 ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.7m を超える	1.7m を超える	2.8m を超える	15km/h を超える	左記の いずれか一つでも 該当する場合、 大型特殊自動車	○	-	資産税課
	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	-	-	-	35km/h を超える	左記の最高速度を超えるものは、 車両サイズに関わらず 大型特殊自動車	○	-	
	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	-	-	-	-	左記は すべて 大型特殊自動車	○	-	
小型特殊自動車						特殊自動車のうち、大型特殊自動車以外	-	○	市民税課

参考：道路運送車両法施行規則別表第1

表2 償却資産の種類と大型特殊自動車の分類番号(参考)

ナンバープレートの 分類番号	償却資産の種類
0	機械及び装置 (建設機械に該当するもの)
00~09	
000~099	
9	車両及び運搬具 (建設機械以外のもの)
90~99	
900~999	



※ ナンバープレートをつけていなくても、大型特殊自動車に該当する場合は、上記いずれかの償却資産として固定資産税の課税対象となるため、申告してください。